

## IV 平成19年度市民税・県民税から適用される主な改正点

**①税源移譲に伴う税率構造の改正**…国の税金である所得税を引き下げる代わりに、地方の税金である住民税を引き上げることによって、税源を国から地方に移します。そのため、所得税と住民税の税率を変えることで税金の納め先の配分は変わりますが、個々の納税者の負担合計額は同じになるよう調整されます。住民税の税率は、課税所得に応じて3段階(5%・10%・13%)となっていましたが、一律10%(市民税6%、県民税4%)の比例税率になります。

**②定率減税の廃止**…平成19年度の住民税から定率減税が廃止となります。

平成  
18  
年

所得税：平成18年1月分から税額の10%相当額を減額(12万5000円を限度)  
住民税：平成18年6月分から税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)

平成  
19  
年

所得税：平成19年1月分から廃止  
住民税：平成19年6月分から廃止

**③非課税の範囲の改正**…平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢にかかわらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するための経過措置がとられています。

平成  
17  
年  
度

合計所得金額  
125万円以下の方  
**非課税**

平成  
18  
年  
度  
以  
降

**課税**

経過措置として  
平成18年度は税額の3分の2を減額  
平成19年度は税額の3分の1を減額  
平成20年度以降は、全額負担

※この経過措置は  
昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。

## V 市民税・県民税の申告受付日程表

受付日	受付会場	対象町名
2月16日(金) ～3月15日(木)	市役所市民税課(本庁舎1階)	市内全域
2月1日(木)	都和公民館	都和一～四丁目、並木一～五丁目、東並木町、西並木町、東都和、板谷一～七丁目
2月2日(金)	都和公民館	中都町一～四丁目、笠師町、小山崎町、今泉町、粟野町、中貴町、東中貴町常名町
2月5日(月)	神立地区コミュニティセンター	神立町1区、北神立町、中神立町、神立中央一～五丁目、神立東一・二丁目菅谷町、白鳥町、白鳥新町、あおつ野一～八丁目
2月6日(火)	二中地区公民館	真鍋一～六丁目、東真鍋町、西真鍋町、真鍋新町、若松町、東若松町、殿里町、木田余西台、木田余東台一～五丁目、木田余町1～4区、手野町、田村町、沖宿町
2月7日(水)	新治庁舎	藤沢一・二区、東町、大畑、上坂田、下坂田、桃園、文教区、藤沢団地、田宮、高岡根、高岡沖
2月8日(木)	新治庁舎	永井、本郷、大志戸、小野、東城寺、小高、沢辺、田土部、藤沢新田、高岡新田
2月9日(金)	六中地区公民館	烏山一～五丁目、まりやま新町、小岩田西一・二丁目、小岩田東一・二丁目、右粉町1～5区、まりやま団地、大岩田町1・2区、大岩田団地(県営・市営)
2月13日(火)	三中地区公民館	荒川沖西一～三丁目、北荒川沖町、中荒川沖町、荒川沖南区、荒川沖西区一・二丁目、荒川沖東一～三丁目
2月14日(水)	三中地区公民館	中村町1・6・8区、西根町1～3区、中村東町一～三丁目、竹の入町、西根南一～三丁目
2月15日(木)	三中地区公民館	乙戸町、小山田町、乙戸南一～三丁目、乙戸(西区一丁目)、中村南一～六丁目、西根西一丁目、卸町一・二丁目

※受付日に都合の悪い方は、対象地域以外の会場でも受付します。

**土地・建物・株式・先物取引等の譲渡所得**のあった方、**雑損控除**を受ける方、**住宅借入金(取得)等特別控除**により所得税の還付を受けようとする方は、市役所では受付けできませんので、**税務署**で申告するようお願いします。

問 土浦税務署(☎822-1100)



# 市民税・県民税の申告受付

受付期間

■市役所市民税課(本庁舎1階)…**2月16日(金)～3月15日(木)**

午前8時30分～11時30分 午後1時～4時 ※土・日曜日を除く。

なお、2月18日(日)・25日(日)に限り申告受付を行います。

■臨時受付会場…**2月1日(木)～2月15日(木)**

午前9時～11時30分、午後1時～4時

※臨時受付会場については、14ページの日程表を必ず確認してください。

申告は  
お早めに!!

申告期限間近になると、会場は大変混雑しますので早めに済ませてください。申告書は、あらかじめ申告が必要と予想される方には郵送しますが、市民税課、各支所・出張所、受付相談日の臨時受付会場にも用意してあります。自分で正しく計算・作成し、期限までに郵送または受付窓口に提出してください。

問 市民税課 (内線 2231、2236)

## I 申告の必要な方

平成19年1月1日に土浦市に住んでいた方は、原則として申告が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する方は、申告をする必要はありません。

- 平成18年分の所得税の確定申告書を、税務署へ提出した方または提出予定の方
- 年末調整された給与のみの方で、給与の支払報告書が勤務先から市役所へ提出されている方
- 土浦市内に住む方の、税法上の扶養親族になっている方（社会保険の扶養とは別です）
- 公的年金のみを受給している65歳以上（昭和17年1月1日以前生まれ）の方で、公的年金収入金額（支払先が2カ所以上あるときはその合計額）が152万円以下の方
- 公的年金のみを受給している65歳未満（昭和17年1月2日以降生まれ）の方で、公的年金収入金額が102万円以下の方

※平成18年中に所得のなかった方、失業給付・遺族年金・障害年金など非課税所得のみの方も、非課税証明書の発行や国民健康保険税の算定、児童手当の受給資格審査などの基礎資料になりますので申告してください。

## II 申告に必要なもの

※必ず「はんこ」をお持ちください。

※必要書類を持参されないときは、控除を受けられませんのでご注意ください。

- 給与所得者・公的年金受給者 …源泉徴収票または事業主の支払証明など
- 事業所得者・不動産所得者 …収支内訳書
- 医療費控除のある方 …領収証、保険などで補てんされた金額の明細書  
(あらかじめ、領収書を個人ごとに集計しておいてください)
- 社会保険料控除のある方 …国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収証または納付済額証明書
- 生命保険料・損害保険料控除のある方 …支払額のわかる証明書
- 寄付金控除のある方 …都道府県・市町村・共同募金会・日本赤十字社の領収証
- 障害者控除を受けようとする方 …障害者手帳または戦傷病者手帳、市町村長などの障害者に準ずる者等認定書

## III 申告書の作成はご自分で

申告書は、本人による記載が原則です。申告書の作成、収支内訳書などの記入が済んでいる方を優先し、記載指導を希望する方は、お待ちいただくこともあります。ご理解とご協力をお願いします。

※事業(営業等、農業)所得・不動産所得を申告される方は、収支内訳書を必ず記入しておいてください。